## 社会福祉法人指導監査における主な指摘事項について(経理関係)

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課指導監査班 R2.6月作成

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根 拠
1	会計責任者等の任 命	会計責任者及び出納職員について、理事長が任命したことが確認できない。	会計責任者、出納職員等は理事長が任命することとされている。辞令を交付する等により、理事長が任命したことがわかるようにしておくこと。 また、各々の業務の内容についても明らかにしておくこと。	
2	支出事務	支出の事務について、会計責任者の決裁を得ることな く処理されている。	会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証票書類の保存等会計処理に関する事務を行うこととされている。支出事務等を行う際は、発生の都度、会計責任者の決裁のもと行うこと。	
3		経理規程について、改正後の社会福祉法及び法人定款 の定め等に一部抵触しているものがある。	基本財産処分の処分、計算書類等の承認に係る規定等、社会福祉法改正に伴い変更が必要な項目について、経営協のモデル経理規程等を参考にして、必要な修正を行うこと。なお、租税特別措置法の特例を受ける定款を定めた法人については、さらに事業計画、予算の事前作成、補正予算及び臨機の措置、基本財産の増減、についても、定款に即した内容に修正しておくこと。	社会福祉法 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日社援基0331第2号) 別紙 1(4) 各法人の定款
4	予算管理	予算額を超えて支出が行われ、予算に軽微とは言えない い乖離のある勘定科目がある。	年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成すること。 ※ 乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合はこの限りではない。	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日社援基発0331第2号)別紙2(2)
5	現金管理	利用者からの現金収受にかかる現金出納帳が整備されていない。 また、金銭収入がそのまま小口現金として運用されている。	し、適正な管理を行うこと。	経理規程
6		各拠点区分ごとの作成に併せて法人全体の月次試算表を作成していない。 また、翌月〇日までに理事長に提出していない。	各拠点区分ごとの月次試算表に基づき、事業区分合計 及び法人合計の月次試算表を作成し、経理規程に定め られた日までに理事長に提出すること。	経理規程

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根 拠
7	サービス区分	障害福祉サービスにおいて、生活介護事業及び就労継続支援B型事業が〇〇サービス区分内で経理されている。	拠点で実施する複数の事業について、指定基準等により会計を区分して把握すべきとされている場合は、それぞれ独立したサービス区分を設定し、損益及び収支を計上すること。	
8	法人本部に係る経 費	法人本部サービス区分を設定しているにも関わらず、 役員報酬が、法人本部サービス区分ではなく、〇〇拠 点区分から支出されていた。	本部会計については、法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができる。理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の経費とすることが妥当なものについては、法人本部サービス区分(拠点区分を設けている場合は法人本部拠点)に計上すること。	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日社援基発0331第2号)別 紙6
9	内部取引消去	出(費用)について内部取引消去が行われていない。	【事業区分間取引】 事業区分間取引により生じる内部取引高は、資金収支内訳表(第一号第二様式)及び事業活動内訳表(第二号第二様式)において相殺消去すること。 事業区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表(第三号第二様式)において相殺消去する。 事業区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表(第三号第二様式)において相殺消去する。 【拠点区分間取引】 拠点区分間取引】 拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表(第二号第三様式)において相殺消去すること。 拠点区分間における内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対記表(第三号第三様式)において相殺消去すること。 【サービス区分間取引】 サービス区分間取引】 サービス区分間取引】 サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)及び拠点区分また。 区分資金収支明細書(別紙3⑪)及び共活動明細書(別紙3⑪)において相殺消去すること。	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の取扱いについて(平

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根 拠
10	共通経費の配分	各サービス区分に共通する減価償却費等の費用について、各サービス区分に配分されていない。	しておくこと。	
11)	資産及び負債の流 動と固定の区分		未収金、前払金、未払金、前受金等、経常取引により発生した債権債務は、流動資産又は流動負債とすること。 貸付金、借入金等の経常取引以外で発生した債権債務 は、次年度中に入金又は支払期限が到来するものは流 動資産又は流動負債とし、入金又は支払期限が次年度 以降になるものは固定資産又は固定負債とすること。	厚労令第79号) 第26条第1項 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の取扱いについて(平
12)	計算書類	計算書類の勘定科目が法令どおりに記載されていない。	勘定科目の大区分のみを記載 不要な勘定科目は省略可 勘定科目の追加・修正は不可 第一号第四様式、第二号第四様式 勘定科目の小区分までを記載 不要な勘定科目は省略可	社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日 厚労令第79号)第17条第4項、第23条第4 項、第27条第4項 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日社援発0331第39号)別紙 25、26 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日社援基発0331第2号)別 紙25

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根 拠
13	附属明細書	法人全体で作成する附属明細書について、拠点区分ご との金額を記載すべき欄にサービス区分ごとの金額が 記載してある。	法人全体で作成する以下の付属明細書については、拠点区分ごとの内訳が明記されていること。 借入金明細書 寄附金収益明細書 補助金事業等収益明細書 事業区分間及び拠点区分繰入金明細書 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)明細書 基本金明細書 国庫補助金等特別積立金明細書	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日社援発0331第39号)別紙25(1)
14)	附属明細書	附属明細書及び計算書類が整合していない。	こと。	社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日 厚労令第79号)第30条 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日社援発0331第39号)別紙6、19、25 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日社援基発0331第2号)別 紙19
15	財産目録	財産目録が従来の旧様式で作成されている。財産目録の記載要領に一部不備がある。	こと。 預金は、金融機関及び支店名を記載すること。	社会福祉法人会計基準 (平成28年3月31日 厚労令第79号)第34条 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の取扱いについて (平 成28年3月31日社援発0331第39号)別紙 26、別紙4
16	国庫補助金等特別 積立金への積立	日本財団からの助成金について、国庫補助金等特別積 立金の計上が行われていない。	民間公益補助事業による助成金も対象となるため、国 庫補助金等特別積立金に係る必要な処理を行うこと。	社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日 厚労令第79号)第6条第2項、第22条第4項 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の取扱いについて(平 成28年3月31日社接発0331第39号)別紙10 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日社援基発0331第2号)別 紙15

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根 拠
1	国庫補助金等特別 積立金の取崩し	国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本 財産等が廃棄された分について、事業活動計算書の サービス活動費用に控除項目として計上されていた。 国庫補助金等特別積立金取崩額について、事業活動計 算書と附属明細書(国庫補助金等特別積立金明細書及 び基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資 産)の明細書)の金額が一致していない。		社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日 厚労令第79号)第6条第2項、第22条第1項 及び第4項 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日社援発0331第39号)別紙9 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日社援基発0331第2号)別紙15
18	賞与引当金	賞与引当金が計上されていない。	引当金の要件(以下の4つ)を満たす場合は、賞与引 当金を計上すること。 将来特定の費用又は損失 発生が当期以前の事象に起因 発生可能性が高い 金額を合理的に見積り可	社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日 厚労令第79号)第5条第2項 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日社援発0331第39号)別紙18 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日社援基発0331第2号)別 紙18(2)
19	退職給付引当金	職員に係る法人独自の退職給付制度について、退職給付引当金として計上していない。 熊本県社会福祉協議会が実施する熊本県民間社会福祉 事業従事者退職共済制度に加入しているが、必要な会計処理が行われていない。	いると認められる金額を退職給付引当金として計上すること。 熊本県社会福祉協議会が実施する熊本県民間社会福祉 事業従事者退職共済制度に加入している場合は、原則	厚労令第79号) 第5条第2項 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日社援発0331第39号)別紙18
20	役員退職慰労引当 金	理事長(役員)の退職金所要額が、積立金に計上されている。	役員に対して将来支給する退職慰労金は、積立金(剰余金の処分)ではなく、当該会計年度末までに負担すべき額を見積り、役員退職慰労引当金(負債)として計上すること。	
21)	基本財産以外の資 産の処分	基本財産以外の固定資産を売却又は廃棄する際、理事 長の承認が得られていない。	基本財産以外の固定資産を売却又は廃棄する場合は、 経理規程に基づき、物品不用決定調書等により事前に 理事長の承認を得ること。 ※ 法人運営に重大な影響があるものについては理事 会の承認が必要。	経理規程

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根 拠
22	就労支援事業会計	就労支援事業については、生産活動に係る事業の収益から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃(賃金)として支払うこととされており、剰余金は発生しないのが原則であるが、多額の益金が計上されている。	生産活動収益については、原則として、利用者への工賃・賃金として還元すること。 なお、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合は、定められた限度額まで、工賃変動積立金及び設備等整備積立金の計上が可能であるので、必要に応じて積立を行うこと。	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処 理等に関する運用上の留意事項について (平成28年3月31日社援基0331第2号) 別紙 19(3)
23	入札	入札において、理事 1 名のみが立ち会っている。	入札を行う際は監事や、複数の理事(理事長を除く) 及び評議員が立ち会ったうえで、立会者は開札調書に 署名すること。	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会 福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監 督の徹底について(平成13年7月23日社援 発第1275号)5(2)ウ
24)	契約	各種工事及び物品購入契約において、経理規程に定められた随意契約の限度額を超えているにもかかわらず、競争入札が実施されていないものがある。	より契約の相手方を決定すること。 ※ 契約の性質により競争入札に付することが適当でない場合は、その理由を明確にし記録しておくこと。	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(平成13年7月23日社援発第1275号)5(3)エ社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日社援基発0329第1号課長通知)1 経理規程
25	契約	単独随意契約の合理的理由が認められないものがあった。	随意契約を行う場合は、経理規程の定めに従い、予定価格に応じ3社以上又は2社以上の業者から見積もりを徴し、価格比較を行うこと。なお、契約の性質により単独見積もり徴取となる場合は、その合理的理由を明確にしておくこと。※ 経理規程細則等で単独見積り徴取により契約することができる金額をあらかじめ定めておくことが望ましい。 (例:10万円を超えない契約をするときなど)	
26	契約	業務委託契約で自動更新となっている契約について、 契約額や契約内容の妥当性等について検討されていない。	も、契約期間を更新する際は、契約の妥当性について	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日社援基発0329 第1号課長通知) 1(4)
1	契約書の作成	物品購入について、契約書の作成を省略できると定め た額を超えているにもかかわらず契約書が作成されて いない。	経理規定により、契約書の作成を省略することができるとされた額を超える契約を行なう場合は、原則として契約書を作成すること。	経理規程